

本財団会計監査人の選任、解任等に係るガイドライン

公益財団法人
自動車リサイクル促進センター

2016年11月24日

目次

1. 本ガイドライン制定の目的
2. 会計監査人の選任、解任等に関する基本方針
 - 1) 会計監査人の選任、解任等の方法
 - 2) 会計監査人の選任、解任等に当たっての留意事項
 - 3) 会計監査人選任議案の記載要領
 - 4) 会計監査人候補者選考手続の基本方針
 - 5) 会計監査人選任結果の公表について
3. 本ガイドラインの制定及び改廃

1.本ガイドライン制定の目的

公益財団法人自動車リサイクル促進センター（以下、本財団という。）は、「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第 5 条及び本財団定款第 25 条の規定に基づき、会計監査人を置く。

本財団は、法を根拠として**多数の自動車所有者**より多額の資金を預かっている点において、また本財団の活動に関与する利害関係者が多岐にわたる点において、公共性が高く、かつ、社会的責任の重い公益財団法人である。従って、財務報告を適正に行うことが必須であることは当然のことながら、それに加え、財務報告の適正性を担保する会計監査人の選任、解任ならびに再任、不再任（以下、選任、解任等という。）は、社会一般から信任を得られるものでなければならない。よって、本財団の会計監査人の選任、解任等は、社会情勢の変化に応じて一般に妥当であると認められ、かつ、透明性が高いものである必要がある。

本ガイドラインは、本財団の会計監査人の選任、解任等を適切に行うため本財団が指針として定めるものである。

2. 会計監査人の選任、解任等に関する基本方針

本財団は、会計監査人の選任、解任等に関し、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」（以下、一般法という。）、本財団定款及びその他諸法令等に基づく運用を行うとともに、以下の方針に基づいた選任、解任等を実施する。

1) 会計監査人の選任、解任等の方法

本財団の会計監査人の選任、解任等については、一般法第 177 条において準用する第 73 条及び第 63 条、本財団定款第 26 条、本財団「職務権限規程」第 12 条の規定に基づき、監事が評議員会へ提出する会計監査人の選任、解任等に関する議案の内容を決定し、評議員会の議決によって定まる。

会計監査人の選任において、評議員会は、監事が提出する議案に添付される会計監査人候補者名簿に記載される複数（応募者数により変動）の候補者の中から選任するが、当該候補者名簿は選任に当たっての参考資料に過ぎず、評議員会は当該名簿の内容に拘束されず、候補者名簿に記載された候補者以外の者から選任することができる。但し、その際は、候補者名簿に記載された候補者以外の者から選任することが相当である理由を明らかにし、評議員会の議事に残さなければならない。

2) 会計監査人の選任、解任等に当たっての留意事項

本財団の評議員会は、会計監査人の選任、解任等に当たっては、以下の観点等から候補者の優劣を総合的に勘案し、最も適当と考えられるものを会計監査人として選任し、これらの観点から現在の会計監査人が明らかに不相当であると認められる場合には解任することができる。

なお、会計監査人の解任については、一般法第 176 条及び本財団定款第 31 条において評議員会が行えることになっている。また一般法第 71 条及び本財団定款第 31 条において解任の理由を評議員会に報告することを前提に監事が行えることになっている。

- 公益法人会計基準に精通している等、本財団の監査を実施する能力が高いものであること
- 監査の品質管理体制が適切に整備されていること
- 監査を効率的・効果的に行い、かつその監査費用が適正であること

3) 会計監査人選任議案の記載要領

監事が提出する会計監査人選任に関する議案には、第一候補の選任を希望する旨とその理由を記載し、候補者名簿及び補足説明資料を添付する。候補者名簿には、優先順位を付した複数（応募者数により変動）の候補者について会計監査費用の見積もり額及び特記事項を記載する。また、評議員の選任に関する判断に資するため、補足説明資料として以下の書類を添付する。

- 各候補者の概要
- 各候補者の会計監査費用の見積額、及び見積りの前提となる条件を記載した書類
- 候補者選考に用いた基準と優先順位決定根拠の概要

4) 会計監査人候補者選考手続の基本方針

会計監査人候補者選考にあたり、本財団の事務統括部を所管する業務執行理事は、選考の都度、社会情勢等を勘案して、会計監査人候補者の選考基準並びに募集要項等（以下「選考基準等」という。）を作成し、監事の承認を受ける。実際の候補者選考手続きは当該選考基準等に従って実施する。

選考基準等には、候補者選考の手順、評価対象となる項目、応募資格、選定スケジュール、応募者が提出する提案書に記載すべき項目等を記載する。選考基準等の作成にあたっては、公益社団法人日本監査役協会会計委員会による「会計監査人の評価及び選定基準策定に関する監査役等の実務指針」等、選定時点において一般に重要とされている指針等を尊重する。

事務統括部を所管する業務執行理事は、原則として、選考基準等の内容を、候補者の募集を開始する前に理事会及び評議員会に報告する。

5) 会計監査人選任結果の公表について

会計監査人の選任結果については、評議員会による決議後速やかに公表する。

3. 本ガイドラインの制定及び改廃

本ガイドラインの制定及び改廃は、理事会及び評議員会への報告、監事による承認を経て、代表理事が行う。